

デビット・ホッピ氏

米アクセス・インターナショナル法律事務所 創業者兼代表者

nterview



——日本版企業改革法(日本版SOX法)を含む金融商品取引法(投資サービス法)が国会に提出されるなど、日本版SOX法の施行が具体化しています。その動きの元になった米SOX法の成立から4年がたちましたが、米国企業はうまく対応できているのでしょうか。

SOX法そのものが段階的に施行されているため、何をもって「SOX法に対応できている」とするのが難しいのが現実です。SOX法成立当初は、議会における議論の時間が短かったこともあり、「企業が何を期待されているのか」は、誰も分かりませんでした。これはSEC(米国証券取引委員会)でさえ十分には分かっていたかと思えます。財務諸表にかかわる内部統制を求めるSOX法404条が適用されてからここ2年間、米国企業は手探り状態でSOX法に取り組んできましたし、今もその混乱は続いています。

これは、SOX法に対応するためのIT化の面でも同じです。どんな仕組み

SOX法で負担強いられる米企業 長期的な視点で企業価値向上を

財務報告にかかわる内部統制を求める米SOX法(サーベンス・オクスリー法)404条が適用されて2年。日・米の企業動向に詳しいデビット・ホッピ弁護士によれば、SOX法の対応基準が不明瞭だったために米国企業は多大なコストと労力を強いられているという。同氏は長期的な視点を持った取り組みが必要だと指摘する。

(写真:北山 栄一)

David B. Hoppe (デビット・B・ホッピ)

国際的な法律問題に広くかかわる中、メディア・テクノロジーのライセンス業務、国際的なM&A(企業の合併・買収)、合併事業、企業金融、知的財産権、コーポレート・ガバナンス(企業統治)などを専門とする。東京・大阪への留学・勤務経験があり、日本人弁護士のサポートにも携わってきた。1993年カリフォルニア州法曹協会登録、2000年ニューヨーク州法曹協会登録。

を調達し、どれだけの資源を振り分ければよいか分からなかったのですから。しかし、SOX法そのものへの不満がさまざまあるのに対し、IT化に対する不満は多くは聞こえてきません。むしろ「価値のあることだ」と評価する声のほうが強いのは事実です。

その背景には、米国ではSOX法と前後して、クレジットカードの個人情報や社会保障番号などが流出したり、企業の重要なデータが消失してしまったり、といった問題が多数発生していたことがあります。社会的責任を負う企業なら、セキュリティや個人情報保護といった内部統制を強化するためのITは、導入しなければならないとの認識が高まっていたわけです。

ですから、SOX法に対応するためのIT化がうまく進んでいるのか、IT化が進んでいたからSOX法対応におけるIT活用が評価されているのかの判断は難しいところですね。

——米国SOX法に対する不満とは、どのようなものですか。

最も大きな不満は、最初にお話ししたように、具体的にどこまでやればSOX法に対応できているかが不明瞭な点です。特に、米国上場企業の多くを占める売上高が75万ドル(8400万円。1ドル112円換算。以下同様)以下の中小企業に対しては、いまだに、「いつから、どのような基準で」SOX法が適用



されるかが決まっています。中小企業へのSOX法適用開始日はこれまでに3回も先延ばしされているほどです。

大手の対応コストは5億円弱にも

もう一つは、SOX法の適用が始まっている大手企業が挙げる対応コストの高さです。SOX法に対応するためのコストは、当初は1社当たり9万1000ドル(1000万円強)といわれてきましたが、実際には440万ドル(4億9280万円)も必要だったとする調査結果が出ています。

そのSOX法対応コストは、2年目に半分にまで下がる見通しでしたが、現実には16%しか下がらなかったとされています。「考えていたより減らなかった」というのが米国企業の本音でしょう。あまりのコスト高から、米大手企業はSECや米国議会に向けてさまざまなプレッシャをかけ始めてもいます。

——なぜ、それほど多大なコストが発生しているのでしょうか。

監査のためです。SOX法対応にかけた440万ドルのコストの半分以上は監査費用だとされています。先の調査によれば、年間売上高が10億ドル以上の企業が監査にかけた費用は、SOX法以前の350万ドル(3億9200万円)から、SOX法施行後は750万ドル(8億4000万円)に増えました。しかも、監査費用は年々、増大しています。

実は、これもSOX法が何を求めているのかが不明瞭なことが原因です。明確な基準がないため、監査する側にも、「とにかくすべてのステップを確認しなければ良しとしない」という風潮があり、監査が厳しくなる傾向があるのです。

極端な例だとは思いますが、表計算ソフトExcelのマクロを使って業務処理を行っていた企業の中には、「もう

Excelは使わない」と言って、電卓で計算している会社が現れています。マクロの一つひとつまで監査を受けなければならなかったのが理由です。

—SOX法に対応するためのITのコストは高くないのですか。

ITのコストは、大手の平均で48万ドル(5400万円弱)との調査結果が出ています。これには、ソフトの導入費用と、そのソフトを利用するための教育費用が含まれています。全体の1割強ですから、IT化のコストはそれほど大きくはないとも言えますね。

—米大手企業のSOX法対応は、ERPパッケージ(統合業務パッケージ)の機能を利用する例が多いのでしょうか。

確かに、ERPパッケージはSOX法対応の土台を提供しています。ですが、SOX法施行後には、少額の送り状や発注書、事務用品の購入など、細かな取引に特化したソフトが増えてきたのも事実です。こうした末端のプロセスにまで、それが確からしいことを証明するために多大な労力が求められているためです。

—SOX法に対応できず、SECから罰則を受ける企業が増えているのですか？

04年11月からの1年目には約600社(対象企業数4000社弱。編集部注)が、2年目も約200社(同3000社強)が対応が不十分だとされました。しかし、そのことを自主的に報告した企業に対しSECが罰則を下した例は、まだありま

せん。

今後は、SECの予算も倍に増えましたので、対応が不十分な企業を訴えるなどの対応が本格化するでしょう。当局は、どの段階で対応が不十分だったのかに応じて罰則を与えることを考えているようです。

SOX法は個人訴訟の“時限爆弾”

ただ、SECが罰則を下すより先にマーケットが反応しています。内部統制が不十分だったと報告した企業の株価は、5~10%ほど下がりました。中には30%も下がった企業もありました。企業の格付け機関であるムーディーズは、「404条に対応できなかった場合、格付けを下げることも考えている」と表明しています。

それ以上に今、経営者たちが脅威に感じているリスクがあります。SOX法に対応できているかどうかで株価が下落した場合、経営者個人を対象にした集団訴訟が起こるのではないかとというリスクです。陪審制度を採る米国では、その可能性は否定できません。実際、米ワールドコム(WorldCom)の社外取締役たちは、経営者の不正を見抜けなかったとして、株主による集団訴訟を受け、それぞれが200万ドル(2億2400万円)を支払うという罰則を受けています。そのため、「SOX法は“時限爆弾”を抱え込むようなものだ」とも言われています。

—それだけ負担が大きいと、米国経済に与える影響も少なくはありません。

公には、SOX法を順守するための直

SECの罰則以前にマーケットが反応 株主集団訴訟の“時限爆弾”にも

接的なコストは、06年に60億ドル(6720億円)とされていますが、「SOX法対応によって米国経済は1兆ドル(112兆円)を失った」とする推計もあります。SOX法対応に携わった経営陣のリソースや、「何をどうすればよいのか」を考えた時間などをコスト換算すれば、何千億ドルもの価値に相当すると考えられるからです。

そのため中小企業を中心に、上場廃止を考えたり、他社に買収されることでSOX法から逃れようと考えたりする



業が増えているように感じます。

——これから日本版SOX法に対応しなければならない日本企業にすれば、ますます不安になるばかりです。

私の事務所では、米国に進出している日本企業を支援していますが、とても心配している企業が多いですね。彼らは米国では未上場なので、現時点ではSOX法の影響を受けませんが、進出初期段階からSOX法対応を準備する必要があります。ベンチャー・キャピタル(VC)や、取引相手の大手企業が、上場・非上場を問わずSOX法同等の対応を求めてくる可能性があるからです。

しかし、慎重であることは必要ですが、米国で上場廃止などを考えている企業は悲観的に過ぎると思いますね。中・長期的

な視点で見れば、これまでお話したような大きなコストを上回るだけの利益を得られると期待できるのではないのでしょうか。決算書を早く出せるとか、財務諸表の信頼性が高まることで市場からも評価されるといったことです。

SOX法自体が、これから2～5年の間に改訂されることが十分に考えられます。そもそも、中小企業に対しては、なんの決定もなされていないのですからね。

——考えられる改訂の内容は？

SOX法の見直しで可能性が高いのは、まず規制内容が明確になることです。SOX法において何が違反かが定義されれば、対応コストは下がります。公開企業を監査する会計事務所の監査業務の品質を監視している非営利団体のPCAOB(公開企業会計監査委員会)においても、監査基準のあり方について議論が進んでいます。

二つ目は、企業のロビー活動による議会からの働きかけです。三つ目は、わずかな可能性でしかありませんが、裁判所が「SOX法は憲法違反だ」と判決を下すことです。06年2月に、SOX法の技術的な問題を取り上げる訴訟が起こっています。

SECにしても、公開企業に市場から逃げられてしまっただけでは困るので、何らかの手段は打たざるを得ないでしょう。

——日本企業が混乱しないためのアドバイスは何でしょう。

米国企業の経験を基にすれば、「何をすべきか」を明確に定義することです。この点の理解や情報の不足が、多大なコストと労力を要求しました。

個々の企業においては、財務報告の信頼性だけでなく、業務の有効性・効率性とコンプライアンス(法令順守)にも同時に取り組むべきでしょう。効率化を図れば、財務報告の信頼度は増し、意思決定速度が高まり、それが大きな利益につながります。長期的な視点を持って取り組むことが重要です。

聞き手=志度 昌宏(本誌副編集長) ㊦

会社が現れています。実際に上場廃止した企業は、03年に198社、04年は134社あり、SOX法制成立以前の2～3倍に増えています。

特にベンチャー企業においては、IPO(株式の新規公開)が魅力的ではなくなったとして、大手企業による買収を起業目的にするケースが増えてきています。IT分野で見れば、まったく新しい技術を開発しようというベンチャーは姿を消し、大企業がもつ技術を補完するような“売れる技術”を探している企